

平成27年度 第1回吹田市総合教育会議 議事録

日 時 平成27年5月21日 午後3時30分
場 所 吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

出席者

後 藤 市 長、 谷 口 教 育 委 員 長
宮下教育委員長職務代理者、 鈴 木 教 育 委 員
大 谷 教 育 委 員、 梶 谷 教 育 長

欠席者

河 内 教 育 委 員

事務局

春 藤 行 政 経 営 部 長、 橋 本 こ ど も 部 長
川 本 教 育 総 務 部 長、 富 田 学 校 教 育 部 長
川 下 地 域 教 育 部 長、 美 馬 行 政 経 営 部 次 長
澤野教育総務部次長教育総務室長兼務、 羽間学校教育部次長学校教育室長兼務
小池地域教育部次長生涯学習推進室長兼務、 野田教育政策室長行政経営部兼任
木田教育政策室参事企画政策室兼任、 各務教育政策室主査企画政策室兼任

午後3時30分 開会

後藤市長

それでは、第1回吹田市総合教育会議を開催いたします。

まず事務局より、本日の傍聴について説明してください。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

傍聴につきまして御説明させていただきます。この会議の傍聴の取り扱いの詳細に関しましては、後ほど傍聴の取扱いに関する要領の案をお示しいたしまして、この会議において決定していただくということになっておりますけれども、法律のなかで、会議は公開するということが定められておりますので、まず、今回の傍聴についてお諮り願います。

今回の傍聴席は20席用意しております。現時点での傍聴希望者はございませんが、会議の開始後15分程度につきましては、傍聴者の入場を20人に達するまでお認めいただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

後藤市長

では、事務局でそのようにお願いいたします。

それでは、主催者であります私のほうから御挨拶を申し上げます。

今年度、この4月1日より、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正されました。改正の目的といたしましては3点ございます。教育の政治的中立性、継続性、安定性について、これらを確保しつつ、一つは、地方教育行政における責任を明確にするということ、2つ目といたしまして、迅速な危機管理体制を構築するという、そして3つ目としまして、市長と教育委員会との連携を強化するという、このような目的で改正がなされました。これに伴い、この総合教育会議を設置いたしました。これから、このテーブルにおいて様々に、より教育行政が子ども達と、子ども達の将来にとって良い方向に、改善すべきは改善し、作りあげるべきは作りあげると、そのような場になれば、幸いと存じますので、教育委員の皆様方にはよろしくをお願いいたします。

この会議におきましては、教育に対する思いであるとか、皆様方のお考えを御忌憚なくお伝えいただきまして、それを実際の現場教育にも反映をしていけるものはいきたい、そのような意味で、積極的な御意見を御遠慮なく私にいただければと存じます。

よく、こういう会議はかたちだけで、というのがありますが、そうではなく、実を伴う会議にさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

今回の議題といたしましては、まず会議をどのように運営するか、そしてそれに伴ってスケジュール感、年何回ぐらい、どういうテーマですか、それも含めまして、まずは第1回目として、それを決めさせていただいて、第2回の会議のスケジュールについても御相談させていただきたいと存じ

谷口委員長

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会を代表いたしまして、委員長の私からも少し御挨拶申し上げます。

市長がおっしゃられたように、今年4月からの大きな法改正で、この一つ、教育界が変わっていくというふうな状態になろうかと思うのですが、そのポイントの一つとして、この総合教育会議が挙げられると思うのです。

教育に関しましては、教育委員会はこれまで同様、執行権等に関しましては、これまでどおり、同じようなかたちで行っていくというようになるのですけれども、市長と教育委員会が連携して、色んなかたちの施策を進めていくということが、これからはより大事になっていくのかと思います。

こういった観点から考えると、市長と教育委員会がこの場で色んなことについて意見交換を行い、今、市長がおっしゃられたように、忌憚のない意見で、方向性を広げ、考えを認識し、あるいはその共有するところを持って、教育委員会の本来のあるべき、市民の幸せ、といったことを追求できるようなかたちで事業を進めていきたいというふうに考えております。

市長と連携を深めながら、よりよい教育、あるいは、より素晴らしい教育委員会になるようなかたちで進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

後藤市長

よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、2点目「総合教育会議の運営について」事務局の説明を求めます。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

その前に会議の冒頭で、事務局のほうからお知らせすべき事項を先ほど漏らしておりましたので、お知らせさせていただきます。

本日、河内教育委員におかれましては、御欠席されておりますので、まずそのお知らせをさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それではまず総合教育会議の概要について御説明申し上げます。資料1を御覧ください。こちらの資料につきましては、文部科学省の通知から抜粋、要約したものでございます。

まず、1番に「総合教育会議設置の趣旨」を書かせていただいております。総合教育会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有する地方公共団体の長と、教育委員会とが、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としております。

次に2番、「総合教育会議の運営に関する事項」ですけれども、これは、市長と教育委員会の協議の結果、双方の合意を持って、運営に関して必要な事項が決定されるもの、というふうに定められておるものでございます。この会議につきましては、市長が招集するものですが、教育委員会のほうから招集を求めることもできる、というふうに規定されております。会議につきましては原則、公開ということが定められております。更に、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、公表するよう努めなければならない、という事柄についても定められております。

3番、「総合教育会議で協議、及び調整する事項」について、1点目とし
まして、教育行政の大綱の策定について、2点目としまして、教育の条件
整備など重点的に講ずべき施策について、3点目としまして、児童・生徒
等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策について、協議、調整
しましょうということが、法律で定められておるところでございます。

総合教育会議の概要についての説明は、以上でございます。

次に、資料2をご覧ください。こちらにつきましては、「吹田市総合教育
会議運営要領」の案をお示ししたものでございます。

まず、第1条といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律が平成27年4月1日に改正されたことに伴い設置された、総合教育会
議の運営、その他必要な事項を定めるものとする、という目的を記述し
ております。

第2条の所管事項といたしまして、この会議において協議し、又は調整
する事項を記述しております。

まず第1号として教育行政の大綱の策定、次に第2号として教育を行う
ための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振
興を図るため重点的に講ずべき施策、次に第3号として児童、生徒等の生
命又は身体に現に被害が生じ、又は被害が生ずるおそれがあると見込ま
れる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、最後に第4号としてその他市長
又は教育委員会が必要と認める教育行政に関する課題、というかたちで記
述しております。

第3条の構成員といたしまして、市長及び教育委員会をもって構成する、
としております。

第4条の会議について、会議は市長が召集するとし、その第2項といた
しまして、教育委員会のほうから、その権限に属する事務に関して協議す
る必要があると考えられるときは、市長に対して、協議すべき具体的事項
を示して、会議の招集について求めることができる旨を定めております。

第5条の意見の聴取等についてですが、会議の構成員は市長、及び教育委
員会でございますけれども、協議を行うに当たって必要があると認められ
るときには、関係者又は学識経験を有する者から、その事項に関して意見
を聴くことができる、という旨を定めております。

第6条は会議の公開について、第7条は議事録について、第8条は庶務の
担当について、それぞれ定めております。最後に、第9条 委任について、
会議に関して、この要領以外に必要な事項があるということについては、
会議において定める旨を記述しておるところでございます。

運営要領（案）についての説明は以上でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。こちらにつきましては、「吹田市総
合教育会議の傍聴の取扱に関する要領」の案でございます。

第2条において、傍聴についてはこれを認めるものとする。ただし、個
人の秘密を保つため必要があると認めるときについては、市長は会議の構
成員の意見を聴いて、傍聴を認めない、許可しないということができる旨

を記述しております。第3条において、傍聴者の定員については、会場の広さによって定めるものとする、第4条においては、傍聴手続を定めておきまして、定員を超えた場合は公開における抽選によって決定する旨を記述しております。第5条において、傍聴することができない者、第6条においては、傍聴者の守るべき事項、第7条においては、違反に対する措置を記述しております。最後に第8条においては、この会議において、会議の資料について、傍聴者についても同じものを閲覧できる旨を記述しております。

以上でございます。

後藤市長

ありがとうございました。

今、事務局より、資料1の文部科学省の通知の抜粋をお示しさせていただきました。この通知を受けて、この総合教育会議を開催するわけですが、開催するにあたりまして、運営の要領をまずお定めしなければなりません。併せて情報公開、傍聴に関しての要領を定めるものでございます。両方とも案としてお示しをさせていただきました。

まず、文科省の通知の趣旨、ポイントといたしましては、地方公共団体、自治体の長と教育委員会とが重要な意思疎通を図るということがまず主旨の一つでありまして、その目的としましては、より一層民意を反映したという表現になっています。民意を反映した教育行政の推進を図る、これが目的とされております。その際に、なぜ自治体の長と意思疎通を図る必要があるのかというのが第1行目なのですが、様々な重要な権限を有することで、その権限の発揮を促すという、そういう前向きの意味が込められていると私は理解をしております。

それから、この通知を受けまして、まずはこの会議の運営要領なのですが、ちょっとこちら重たいので、その前に資料3の傍聴の取扱要領だけ先にお諮りをお願いしてもよろしいでしょうか。

全委員

はい。

後藤市長

今、事務局から御説明のありました、第1条から第8条までで、もし何か違和感をお感じになられることや、何か足しておくべきご意見あればいただきたいのですが、いかかでしょうか。

鈴木委員

そもそも、本日の総合教育会議は、傍聴できますよ、ということはすでにアナウンスされていたのでしょうか。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

すでにホームページでお知らせをいたしまして、日時、場所、傍聴について、すでにアナウンスをしております。

後藤市長

今後同じようにアナウンスをしていくということですか。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

はい。同様に、日時、場所、その会場に沿ったかたちで、目安としての傍聴人数をお知らせいたします。

後藤市長

それでは、特に御意見なければ資料3の「吹田市総合教育会議の傍聴の取扱に関する要領」の(案)を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

後藤市長

それでは事務局、案を取るようお願いします。

続きまして、資料の2、ここが一番肝になると思うのですが、運営要領の第1条から第9条まで、先ほど事務局から御説明いたしました。その中で、目的というのは先ほども御説明いたしましたように、資料1を受けております。その必要な事項を定めるということなのですが、最も大事なのはこの第2条にあたるかと思えます。所管事項なのですが、改めて、簡単に御説明いたしますと、まず第1号としまして、教育行政の大綱を策定するというミッションがあります。

次に、第2号といたしまして、重点的に講ずべき施策、これを協議してまた調整します。

次に、第3号といたしまして、これは先ほどもありました危機管理、危機対応になると思いますが、緊急の場合に講ずべき措置、これを定める必要があるということ。

最後に第4号につきましては、その他幅広く、教育行政全般に関わることを意見交換させていただき、そういう受け皿になると考えております。

所管事項のほかには、構成員であるとか、会議の招集であるとか、こういう事務的なことの規程がございますが、第2条、これは非常に重要なことなので、まずでは委員長のほうから順番に一人ずつ御意見おっしゃっていただきたいと思えます。

谷口委員長

この一つひとつに関しては、別に、僕自身賛成ですし、この総合教育会議が、このためにある会議ですので、反対ということもないけれど、ただ、どの程度性急に作っていかなければいけないか、大綱の策定とかそんなのではなく、例えば、生命等に被害が生じる云々の部分、第3号のところに対する、緊急の場合に対する組織等に関して、いつ頃までに決めておかなければいけないか、というふうなところを、もちろん今まで教育委員会は教育委員会で、市長部局は市長部局でされてきていることを、そのまま継続していけば、そんな大きな問題はないと思うのですが、それがもっと大きな問題があったので、今回こういう会議を開かなくてはいけないし、というふうなことがあった経緯ではあるので、そのところの設定する時期、早くする必要があるのかないのかっていうのはちょっと分からないというところですが、むしろ決めるということに関しては賛成です。

後藤市長

ちょっと事務局をお願いしたいのですが、この第1号から第4号まであって、第4号はいいと思うのですが、第1号から第3号までのスケジュール感、特に今御意見のありました第3号について緊急の場合に講ずべき措置というのは、確かに緊急に定める必要があるのではないかと思うので、ちょっとそのへんのスケジュール感、御説明いただけますか。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

御説明申し上げます。

第1号の教育行政の大綱の策定につきましては、次回の総合教育会議以降、この会議においてお話しいただきまして、今年度中に策定していただければというふうに考えております。

次に第2号の重点的に講ずべき施策につきましては、これはいつまでということではなく、その時々の中なかで、例えば予算についてお話しただ

くでありますとか、施策の決定でありますとか、そのようなことについてお話しいただくということを想定しております。

次に第3号の緊急の場合に講ずべき措置について、でございますが、法が想定しておりますのは、その緊急の場合が起こった時に、まず話して、こういう対応をしましょうというような事柄を想定しておると認識しております。

その他の法律等の関係もあろうかと思っておりますので、いわゆる平時の対応をどうするのかというのは、また別と言いますか、会議でのお話になろうかというように認識しております。

有り難うございます。

先ほど、傍聴規定の説明の時に、個人の秘密を保つために必要があると認める時というのが、今、緊急時、その発生した時にどう対応するか、そこと繋がっているのかなという気がします。その時々にも社会状況の変化もありますし、検討する必要がある施策もあろうかと。

それから、第1号につきましては、次回、案か何か、資料をお示しするとしまして、今年度中に策定をします。これは次の議題になるのですが、今後のスケジュール感を、今後の会議について、ということで、またお話しをさせていただきたいと存じます。

では教育長、お願いします。

私は、第2号の重点的に講ずべき施策のところは、特に予算が伴っておりますので、次回ぐらいのところには、その問題意識を互いに出し合えるような場にしながら練り上げをしていけるようなスピード感でいかないと、予算というところに繋がらないと思います。そのあたり、具体的に色んな背景になっているもの、あるいは根拠になっているものをお互いに話しができればと思っております。

また第1号の大綱につきましても、これも大きな吹田市全体の教育行政の方向性ですので、これもできるだけ早い段階でと考えると、次回には方向性を、案として出して、ここで議論して固めていくというかたちにしていきたいと思っております。

第3号の講ずべき措置は、緊急で、今日起こった時にどうするのかという問題ですので、次回には少なくともその体制みたいなものを提案できるようなかたちのものが必要かと思っております。

はい、有り難うございます。

今のいただいた御意見で、まず1点目の大綱の策定については、次回この総合教育会議で議論ができるたたき台、ベース、資料みたいなものは御用意させていただきたいと思っております。

2点目の予算が伴う、施策というのは必ず予算が伴うのですが、年4回の議会、それから予算編成のタイミング、このあたりは「早すぎた、いや遅すぎた」、そういうのはつきものですので、適切なタイミングでこの会議から提案できるように、そのスケジュール感というのを一枚物で我々共有したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

後藤市長

梶谷教育長

後藤市長

鈴木委員

では、鈴木委員お願いします。

基本的にこの運営要領で問題ないと思います。

大綱ってというのは、すぐころころと変えるようなものではないので、やはり次回からきちっと議論し、長期にわたって、吹田の教育をこうやっていこうということを考えて、時間をかけて大綱を策定していかないと、というふうに思います。そこには当然、市長の思いも入ってくると思います。

2番目の重点的に講ずべき施策ですが、今までも教育委員会としての年度計画を作ってきました。その年度計画を作成するにあたっては、やはり、吹田市の教育理念を踏まえ、先ほどの予算とかも含めて、次の年に向けた計画、施策、政策をきちっと議論していけたらよろしいかと思います。

3番目はまさに教育長も言われたように、緊急時の場合ってというのは、いつ来るか分かりません。実際に緊急の事態が生じた時には、まずこの総合教育会議が招集されるのかもしれませんが、そこだけで具体的につめられない場合には、特別の会議体を作る、あるいは場合によっては第三者委員会を設置するという事も出てくるかと思います。そういった場合の手続については、早めにきちっと詰めて考えておく必要があるというふうに思っています。

あともう一つ、第5条に学識経験を有する者から、色んな事、意見を聞くことができるとありますが、これは例えば場合によっては総合教育会議のもとに、諮問委員会みたいなものを設けることも可能だというふうに考えてよろしいでしょうか。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

総合教育会議につきましては、附属機関としての諮問機関というのを置くことは、法律上想定していないと承知しております。ですので、この総合教育会議につきましては、その会議で話されるにあたって、参考にしたいということで、意見を聴く、誰かを呼んでお話を聞くというふうなところは、想定をされておりますが、機関としての諮問委員会等を置くことは想定されてないと考えております。

後藤市長

今、第5条に関しまして、意見を聴くというのは非常にバリエーションが多くございまして、関係者の御意見をお聴きするというのであればまずは公聴会みたいなタイプで、一方的に聴くコミュニケーションがあると思います。それから応答する、それから大所高所から、その学識経験を生かしていただいて、御意見を拝聴する、アドバイスをいただく、そういう上から横から、まあ下から言うたらなんですけれども、それを一言で意見を聴くという表現になっていますが、この方法は、お相手によっても方法が変わりますので、その度ごとにまたご相談させていただくということによろしいでしょうか。

では、大谷委員お願いします。

大谷委員

委員長と教育長と鈴木委員のおっしゃられていたように、大部分において異議はないのですけれども、一個人としても3番目、やっぱり緊急の場合というのを、まあ幸いにして吹田の場合はそういったことはなかったのですけれども、親としても、でも常にやっぱり大津の事件ということ考

えながら、緊急性に吹田市として対応できるようにしておくべきじゃないかなと思います。

後藤市長

緊急の場合、その必要があれば緊急に召集するという考え方でよろしいですか。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

当然その場合においては緊急に召集していただく必要が想定されています。

後藤市長

ということですので、まずスケジュール感を決めますが、何が起こるか分かりませんので、急きょお願いすることがありますので、またよろしくお願いいたします。

では、宮下委員お願いします。

宮下職務代理者

何か粗方出尽くした感があるんですけども、反対するような事項は特にないのですが、第2条の第1号の、教育行政の大綱の策定については、教育委員会も、教育ビジョンというかたちで作ってきたのもありますので、それも生かしていただけたらなと思うのと、また市長がどのような教育行政について特に「これを大事に思っています」とか、そういうのがあったらまた是非お聞かせいただきたいなと思っています。

後藤市長

これまで積み重ねてきたもの、吹田の教育行政として積み重ねてきたもの、それは何も根本的に変わるものではなくて、それを大綱として改めてリニューアルするというイメージで。その際に今、宮下委員もおっしゃっていただきましたように、次回冒頭にでも私の方から短く、行政としてどう考えるか、それも明らかにさせていただきたいと存じます。

それでは概ね、この運営要領につきましては合意ができたかなと思いますので、また適宜、変更につきましては、変更の必要がある場合にはまたこの会議でご検討いただきたいと存じますので、まずは案をお取りしてよろしいでしょうか。

全委員

はい。

後藤市長

それでは事務局、案を取るようお願いします。

それでは次第に従いまして、3番の今後の会議につきまして、スケジュール感を含めて、事務局のほうから説明をお願いします。

木田教育政策室参事企画政策室兼任

今後のスケジュールについて御説明申し上げます。

現時点で考えていますスケジュール感といたしまして、9月に第2回目、11月に第3回目、年が替わりまして2月に第4回目を開催いたしたいというふうに考えております。

後藤市長

ありがとうございます。

今日は第1回で、中身まで入らないですが、9月、11月、2月に集中的に開催させていただいて、その中で、先ほど第2条の第1号でありました教育行政の大綱の策定について、御意見をお聴かせいただきながら、その間にまた調整もさせていただくことがあると思いますが、かなりのスピード感にはなりますが、先ほどありましたように、教育ビジョンもすでにありますので、あと3回でできればこの大綱を策定をして参りたいと考えております。

もし、そこは不足の部分がございますら、またご相談をさせていただきたいと存じますのでよろしくお願いいいたします。

それで、第2回の会議を9月、と事務局から説明がありましたが、例えば9月10日、皆様方のスケジュールを御確認いただきたいのですが、10日の夕方、午後4時あたりから開催をさせていただくという御提案ですが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

全委員
後藤市長

はい、大丈夫です。

はい、有り難うございます。

それでは次回9月10日で、よろしくお願いいいたします。

それでは最後に閉会のご挨拶をさせていただきたいと存じます。

いよいよ改正後の法に基づく総合教育会議を開催することができました。この会議の意義というのは、この総合の2文字に表れていると思います。教育と行政の総合、ということではありますが、総合することによってより良い方向に、しかも完全に融合するというのとは私は違うと思っております。境界領域を上手く総合化する、教育は教育、行政は行政、そこで齟齬が生じてきたことはやっぱり色々あると思います。先ほど緊急の対応もそうなんです、そういう意味ではしっかりと、教育のコアな部分は守りながら、その境界領域を最適化すると。そういう意味の総合だと理解しておりますので、今後、年4回ぐらいのペースになるのですが、その度ごとにまたそれぞれの御視点から新しい風を入れていただければ、吹田の教育が更に良くなっていくのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

全委員
後藤市長

よろしくお願いいいたします。

それでは第1回の吹田市総合教育会議を閉じたいと思います。

有り難うございました。

全委員

有り難うございました。

閉会 午後4時5分